事　　務　　連　　絡
平成３０年７月１３日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管課（室）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、「平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」（平成 30 年４月 17 日事務連絡）でお知らせしたとおり、本年７月を目途に公表することとしたところです。

今般、下記のとおり、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

記

１　商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いします（貸与件数が月平均 100 件未満の商品は除く。）。

○掲載先（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

※　本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。＜http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml＞

2　平成 30 年 10 月以降の留意事項について

（1）福祉用具専門相談員による全国平均貸与価格の説明について

平成 30 年 10 月以降、福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなります。

利用者への説明に当たっては、上記１により公表された全国平均貸与価格を御活用いただきますようお願いします。

（2）介護給付費請求について

平成 30 年 10 月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないので、御留意いただきますようお願いします。

なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることもあり得ますが（例えば、福祉用具届出コードを有する商品がＴＡＩＳコードを取得する等）、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、御留意いただきますようお願いします。

（注）商品コードの記載に係る留意事項等につては、「平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」（平成 30 年４月 17 日事務連絡）の「３ 商品コードの介護給付費明細書への記載について」を御参照いただきますようお願いします。

【厚生労働省担当】
厚生労働省老健局　高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係
電　　話：03-5253-1111（内 3985）
e-mail：　fukushiyougu@mhlw.go.jp